

氏名（本籍）	鬼村 優一			
学位の種類	博士（スポーツウエルネス学）			
学位記番号	博甲第 9983 号			
学位授与年月	令和 3 年 3 月 25 日			
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当			
審査研究科	人間総合科学研究科			
学位論文題目	自治体における医療連携を基盤とした健康スポーツ療法の普及			
主査	筑波大学教授	博士（医学）	久野 譜也	
副査	筑波大学准教授	博士（人間科学）	柴田 愛	
副査	筑波大学教授		山口 香	
副査	順天堂大学教授	博士（医学）	田村 好史	

論文の内容の要旨

鬼村優一氏の博士学位論文は、自治体型健康スポーツ療法のモデルを立ち上げるプロジェクトが企画・実施され、全国の自治体に普及されたプロセスをアクションリサーチによって分析し、得られた成果から自治体がより容易に健康スポーツ療法を導入しやすくなるための提言をまとめたものである。その要旨は以下のとおりである。

第 1 章において、鬼村優一氏は、先行研究の分析からドイツの健康スポーツ療法は、自ら居住する地域で容易に実践できる環境が構築されていること、医療と連携した健康スポーツ療法は、疾病者においても安全かつ効果的であることを明らかにしている。一方、我が国において、自治体が健康スポーツ療法事業を実施している例はみられず、全国のモデルとして横展開していくためのノウハウも蓄積されていないことを明らかにしている。

第 2 章は、山口県宇部市で実施された健康スポーツ療法事業立ち上げプロジェクトの研究内容の報告である。主な研究目的は、健康スポーツ療法事業が立ち上げに至ったプロセス、事業の成立、及び阻害要因を明らかにすることであった。研究は、アクションリサーチが方法として用いられ、著者を含む 3 名で質的な分析を行っている。事業の立ち上げプロセスは、自治体内準備期、対医師会との調整期、健康スポーツ療法事業の立ち上げ期と実施期に分類している。

自治体内準備期は、事業立ち上げに対する庁内合意を得ることがゴールとされた。鬼村優一氏は、本研究における主要なステークホルダー K 教授が K 市長に対して、我が国初の事業であること、エビデン

スの認められた ICT 個別運動処方プログラムを活用すること、国の補助金を活用することが可能であると説明し合意が得られたと報告している。さらに、自治体内の事業開始決定には、職員の業務負荷が課題とされ、コンサルタント役の T 企業の T 取締役が健康事業のスクラップアンドビルドの支援を行うことで、課題解決につながったことを明らかにしている。

対医師会との調整期は、医師会が宇部市と連携する内容、患者を事業に推奨することに対して合意形成することがゴールとされた。ゴール達成のために、事業の社会性が高いこと、導入プログラムに効果と安全性のエビデンスがあること、医師による参加推奨に責任が求められないこと、及び参加推奨の手続期の簡略化を課題としている。これらの課題に対し、鬼村優一氏、T 取締役、及び自治体保健師による調整のもと、入念な事前準備が行われ、K 教授が医師会に説明し、合意形成に至ったことを報告している。

健康スポーツ療法事業の立ち上げ期と実施期は、事業運用の決定、指導者の養成がゴールとされた。特に指導者養成は、鬼村優一氏が主導的に関わり、事業の骨格である T・Well のシステム理解と安全管理について、1 日完結型のカリキュラムに再編成することで指導者を養成したことを報告している。

宇部モデルが開始に至った成立要因は、我が国で実施可能かつ医師会が合意できるモデルを構築したこと、ステークホルダーが事業の成立において建設的な関係を構築しながら、自治体と医師会の連携を構築したことが要点であるとしている。一方、阻害要因は、自治体職員の業務負荷が過剰であること、事業の安全性を担保することであることを示している。

第 3 章は、健康スポーツ療法事業（宇部モデル）が、全国 6 自治体に拡大できたプロセスを分析し、全国へ普及するための促進要因と阻害要因が整理され、自治体が容易に導入できる提言をまとめることが研究目的とされた。研究方法は、第 2 章同様にアクションリサーチが用いられた。新規に健康スポーツ療法の開始を意思決定するまでの各自治体における決定ポイント、事業開始の準備及び事業開始における成果や課題について明らかにすることが分析のポイントであるとしている。

新規に健康スポーツ療法の開始を意思決定するポイントは、宇部モデルが導入自治体に対して戦略的に情報伝達されたことであるとしている。さらに首長が、超高齢社会における健康スポーツ療法の重要性、政治的なインパクト、スポーツ庁による補助金獲得の可能性、民間事業者の全面的な事業サポートがあることが、K 教授の説明から理解したことがポイントとなったことを明らかにしている。

宇部モデルが全国の自治体に普及するための主な阻害要因としては、多忙な自治体職員の事業に対する意義への理解と実施意欲の低さ、国の事業への補助金が終了後の予算確保の困難さであるとしている。一方、促進要因は、首長の健康スポーツ療法事業に対する重要性と優先度の理解、導入プログラムにおける筑波大学での研究成果に裏付けられている効果と安全性に関するエビデンスが蓄積されていること、及び事業実施によるマクロレベルでの医療費や介護費が抑制されることへの期待を挙げている。さらに、各自治体が財政難であるため、国の補助金メニューを使用出来ることも重要な要素であったことを示している。

鬼村優一氏は、本研究の成果を基盤に、全国の自治体が健康スポーツ療法を開始するための提言をまとめている。提言内容は、自治体が事業導入決定のポイントとして、1) 首長の事業に対する重要性と優先度への理解、2) 国の補助金事業の活用、3) 安全性と効果性を担保するためにエビデンスに裏打ちされた ICT を活用した個別運動処方の導入、などを挙げている。事業導入決定後、医療との連携ポイントとしては、1) 医師が患者の参加を推奨できる安全性と効果が担保されていること、2) 医師の

審査様式 2-1

参加推奨に対して直接的な責任が追及されないこと、及び医師による患者への推奨や手続きが簡便であること、などを挙げている。また、事業実施における成果を得るためのポイントとしては、1) 健康スポーツ療法への理解が深く、安全管理も行える指導者の養成、2) 事業拡大のために民間事業者 (NPOを含む) との連携体制の構築、も重要であることを提示している。

審査の結果の要旨

(批評)

本研究の成果は、アクションリサーチにより、我が国初の自治体型健康スポーツ療法が立ち上げに至った成立、及び阻害要因を明らかにし、さらに他の自治体に普及するプロセスが明らかになったことである。自治体の健康づくり事業において、疾病の重症化予防は大きな課題とされ、健康スポーツ療法は、その課題解決に資する事業になり得ることから、立ち上げるプロセス及びノウハウが明らかになった研究の価値は大変高い。さらにアクションリサーチで、健康スポーツ療法事業の普及プロセスや阻害要因を明らかにしたことは、今後我が国における自治体の疾病者・健康づくり事業の推進を可能とする、実践的かつ事業のプロセスそれぞれにおいてより参考となる課題解決知を提示したものと考えられる。よって、我が国の超高齢社会から生じる社会課題（健康寿命の延伸や社会保障制度の持続性）の解決に大きく貢献する意義ある研究と結論付けられる。

令和3年1月28日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士(スポーツウエルネス学)の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。